

仙台市ウォーキングツーリズム推進事業 業務委託仕様書

1 業務委託名

仙台市ウォーキングツーリズム推進事業業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 目的

世界的な自然・健康志向の高まりやサステナブル意識の高揚により、本市においても高付加価値な自然文化体験型観光としてのアドベンチャーツーリズムの機運が高まり、インバウンドに人気のアクティビティコンテンツとして、ゆっくりと歩きながらその土地ならではの自然や歴史、文化等を感じられるハイキングやトレッキングへの注目が高まっている。

市内には、豊かな自然や震災からの復興を学びながら歩くことのできる、魅力あふれる場所が数多く存在しており、これまでもコース設定の検討が行われてきた。

本業務は、これまで検討されてきたコースを活用した実証イベントを行い、今後の本市におけるウォーキングツーリズムのモデルコース化に向けた検討及び調査を行うことを目的に実施するものである。

4 業務内容

本市にて令和5年度に業務委託を行った「奥新川・新川エリア事業可能性調査に関する業務」、令和6年度に業務委託を行った「仙台市ウォーキングツーリズム事業に関する業務」及び「奥新川・新川エリア賑わい創出実証事業」の各業務の報告書を踏まえ、以下の業務を実施する。

(1) ウォーキングツーリズム実証イベントの実施

「仙台市ウォーキングツーリズム事業に関する業務委託」で提示された「東部沿岸コース」及び「秋保コース」を踏まえたコースを設定し、実証イベントを実施すること。

①業務内容

- ・イベントの企画及び運営
- ・イベントの実施に向けた各種広報
- ・参加者アンケートの実施及び分析
- ・実績報告書の作成

②留意事項

別途発注者より依頼のあった際は、必要に応じ本市で実施するスポーツ振興や健康増進に係る事業と連携したイベントの内容とすること。

(2) モデルコースの作成

下記に示すコースの案について検討し、広報用のマップを作成すること。また、作成に当たっては各コースのターゲット層を明確にして示すこと。

①東部沿岸エリア

本仕様書4(1)にて示す、実証イベントの結果も踏まえたコースを作成すること。

②秋保エリア

本仕様書4(1)にて示す、実証イベントの結果及び、本市西部地区で実施するアドベンチャーツーリズム事業も踏まえたコースを作成すること。

③市内中心部エリア

本市中心部のエリア別ブランディングの取り組みも参考としながら、本市の歴史や文化に触れることができる、ストーリー性のあるコースを作成すること。

④奥新川・新川エリア

本市の過年度の業務委託の実績を踏まえたコースを作成すること。

(3) 広報用 PR 素材の提供の作成

発注者がウェブメディア等で広報を行うために要する、コース中のスポットの写真等の素材を撮影及び作成し、提供すること。

5 成果物

(1) 提出物及び内容

業務が完了した際は以下の成果物について冊子及び電子データで提出すること。

①実績報告書(任意様式/3部)

以下の内容を含む実績報告書を提出すること。なお、実績報告書の全体構成については、発注者と協議の上、決定すること。

ア 実証イベントの実施報告

当日の参加者数等の基本データのほか、来場者向けに実施したアンケート等の結果も踏まえた分析も行うこと。

イ モデルコースの概要及び詳細

設定した各コースを紹介するとともに、今後、ウォーキングツーリズムのコースとして発展していくために必要なことなどについて、専門的な知見から言及すること。

②業務完了届(1部)

(2) 著作権について

- 成果物をはじめとした、本業務で作成した資料等に係る著作権については、発注者に帰属するものとし、受託者は、第5項に定める成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利について、成果物の引渡し時に市に無償で譲渡すること。受託者が第6項の作成物の画像を他の著作物等に掲載することは原則として禁止する。
- 本市は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。また、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 受注者は、本市が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。

6 その他

- 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、適宜実施すること。
- 受注者は、本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、本事業の目的を達成するためによりよい手法、アイデア等があるときは積極的にこれを提案すること。
- 受注者は業務の実施にあたり、地域関係者や関係機関等と協議を行い、連携を図ること。
- 受注者は業務の一部を第三者に再委託することができる。ただし、その場合は再委託に関するすべての責任を受注者が負うものとする。